

## 令和5年度 第1回北海道私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和5年6月26日（月）13:00～14:15

2 場 所 T K P 札幌ビジネスセンター赤れんが前 ホール5H

3 委員定数 15名

4 出席委員 13名（一部オンライン出席）

（前田賢次会長、秋山秀司委員、扇柳尚英委員、宮路真人委員、須藤美紀子委員、  
布川耕吉委員、守本朝美委員、川島康恵委員、倉知直美委員、後藤真澄委員、  
東郷明子委員、苫米地司委員、中村祐子委員）

5 議事

- (1) 前回答申の処理状況
- (2) 諮問事項の審議

6 議事概要

（前田会長が議長となり、前田会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に須藤委員、東郷委員を指名した。）

(1) 前回答申の処理状況

（審議に先立って、事務局から前々回及び前回の答申の処理状況について資料に基づき説明した。）

(2) 諮問事項の審議

### 【事務局説明】

（事務局から諮問事項の概要について説明し、併せて道の「設置等の認可に関する審査基準」の改正について次のとおり説明した。）

令和5年4月1日付けで、通信制高校と専修学校に係る道の「設置等の認可に関する審査基準」を改正いたしましたのでここでご報告させていただきます。まず、通信制高校についてですが、国において、「高等学校通信教育規程の一部を改正する省令」が改正されたことに伴い、道の審査基準もあわせて改正を行ったものです。今回の改正の趣旨及び主な内容は、通信制高校の教育の質の確保を図るため、通信制課程の規模及び教諭の数の基準が改正されたものです。収容定員について、「240人以上」の下限が撤廃されたこと、教諭等の数が、「5人以上」から「5人又は在籍生徒数を80人で除して得た人数のどちらか大きい方の人数以上」とされています。今回の諮問事項では、通信制高校の設置者変更認可に係るものが対象となります。

また、専修学校についてですが、国において、「専修学校設置基準の一部を改正する省令」が改正されたことに伴いまして、道の審査基準もあわせて改正としたものでございます。改正の

趣旨及び主な内容は、専修学校の質の保証・向上やデジタル人材の需要に柔軟に対応するため、教員数の算定等について改正されたものであり、従来の「専任教員」を「基幹教員」に改め、必要基幹教員数の算定におきまして、本務として従事する「本務基幹教員」のほか、兼務教員のうち授業科目を年に8単位以上担当する教員を「年8単位基幹教員」とし、必要基幹教員の1/4の範囲内で参入を可能としたものでございます。教員数の算定の改正基準は、令和7年度以降に設置等を行うものに適用され、今回の諮問事項では、専修学校の設置計画に係るものが対象となります。なお、資料3として、改正後の道の高校等の「審査基準」を添付しております。また、専修学校の改正の方ですが、道の専修学校の審査基準では、改正のありました教員数の算定に係る条文は、国の専修学校設置基準第39条及び第40条に定めるところによる、としているため、今回は、国の設置基準の方を資料4として参考に添付しております。以上でございます。

ア 諮問番号第369号(1)

【事務局説明】

諮問番号第369号(1) 学校法人北海道カトリック学園が苫小牧市内に設置する「苫小牧聖母幼稚園」の廃止認可申請になります。園舎の老朽化や園児数の減少等により、今後の健全な幼稚園運営が困難となったため、学校法人から廃止認可の申請があったものです。園児の処遇につきましては、既に募集停止しており、全園児が卒園、または保護者の希望に基づき苫小牧市内の他の幼稚園等へ転園済であり、教職員の処遇については、本人の希望を最優先し、当該法人が設置する他の幼稚園等へ異動または退職済となっております。園地園舎等については、当該法人が引き続き管理し、指導要録についても、当該法人が保管します。

説明は、以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

イ 諮問番号第369号(2)～(3)

【事務局説明】

諮問番号第369号(2) 学校法人北海道教育学園の寄附行為認可申請と、諮問番号第369号(3) 北海道教育学園三和高等学校の設置者変更認可申請につきましては、関連するため一括して説明いたします。高等学校を設置する場合の設置主体は、通常、国、地方公共団体又は学校法人に限られますが、構造改革特別区域法の規定により、地域の特性を生かした教育の実施等に対応するため、株式会社が設置する学校が教育を行うことが適切かつ効果的であると地方公共団体が認め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、株式会社が設置主体となることができ、今回設置者変更の申請がありました「札幌自由が丘学園三和高等学校」は、構造改革特別区域法に基づき、「株式会社札幌自由が丘教育センター」が上川管内和寒町から認可を受け、平成21年4月に開校した通信制普通科の高等学校です。和寒町においては、少子高齢化の進行により、小・中学校の統廃合に伴う跡地活用の課題や、和寒高校の生徒募集停止といった、地域活力の低下が懸念される中、当該学校が不登校や特別な配慮を必要とする生徒に対しての教育機会を確保するとともに、和寒町における高等学校段階の教育機会を確保してきたところです。この度、急速な社会変化の中で、生徒に対する教育の質を確保し、将来の学校経営の継

続性や安定性及び公共性の維持を図ることを目的に、学校法人が設置する学校へ移行するため、新たに学校法人を設立する認可申請と、学校の設置者変更認可申請がありました。

はじめに、諮問番号第369号(2)について説明いたします。学校法人北海道教育学園設立に係る寄附行為認可申請です。申請内容は、役員、評議員の定数や財産の基準を満たしており、予算も収支の均衡が図られているため、基準に適合しております。

続きまして、諮問番号第369号(3)について説明いたします。「札幌自由が丘学園三和高等学校」の設置者変更認可申請についてです。申請内容は、学校法人の設立により、当該校を引き継ぐことについて両者が合意し、設置者変更しようとするものです。設置者変更と同時に、学校の名称を「北海道教育学園三和高等学校」に変更します。変更の時期は令和6年4月1日です。高等学校の概要は、通信制課程、普通科、修業年限3年以上、収容定員は240人、教育を行う区域は全国となっており、教職員は新設置者が引き継ぎ、雇用することとなっています。校地、校舎は、旧設置者から引き継ぎ、20年間無償で和寒町から借り受けることとなっています。校具や教具、図書なども、旧設置者から引き継ぐこととなっており、在籍生徒にとって、教育内容などの学習環境も同一性を有しており、基準を満たしていることを確認しております。学校法人北海道教育学園の寄附行為認可及び北海道教育学園三和高等学校の設置者変更認可について、説明は以上となります。御審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

#### ウ 諮問番号第369号(4)

##### 【事務局説明】

諮問番号第369号(4)、先程、ご審議いただきました「北海道教育学園三和高等学校」の学則変更認可申請についてです。株式会社立の学校においては、構造改革特別区域法により認定された区域である和寒町以外では、面接指導や添削指導などを行う、「面接指導等実施施設」を設置することはできず、教育相談や進路相談など行う「学習等支援施設」を札幌に設置し、活動してきたところです。今回、札幌学習センターについて、「学習等支援施設」から、「面接指導等実施施設」にすることで、不登校や発達に何らかの特性を抱える生徒の身近な地域において、面接指導などの教育活動を行うよう変更するものです。変更内容について審査基準を満たしていることを確認しております。説明は以上となります。御審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

#### エ 諮問番号第369号(5)

##### 【事務局説明】

諮問番号第369号(5) 学校法人日本航空学園が設置しようとする「日本航空高等学校北海道」の設置認可申請についてです。申請内容は、「学校法人日本航空学園」が、学校教育法に基づき、中学校の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等学校教育及び航空技術専門教育を施すことを目的とし、航空科の全日制高等学校を千歳市に設置するものです。設置時期は令和6年4月1日です。続いて設置概要ですが、修業年限3年、収容定員は240人(1学年40人2学級)とし、生徒は全国から募集する予定であり、また、留学生も積極的に受け入れる予

定です。教職員は校長、教頭が各1名、教諭が15名、養護教諭1名の計18名を専任とし、校地・校舎については、自己所有で、既に設置済の高等学校専用棟、専門学校との共用部分を含め、審査基準を満たしております。また、6月12日月曜日に、私学審議会・秋山委員、学事課職員により現地調査を実施し、確認しております。

私立高等学校の設置及び収容定員増に係る学則変更の審査にあたっては、審査基準の附則2に「社会経済の急速な変化に伴う新たな需要に対応するため、極めて必要性の高い私立高等学校の設置及び収容定員の増員であって、教育条件が著しく向上されることが期待される場合には例外的な配慮をすることができる」となっております。収容定員増に関する取扱いについては、別途定めており、「国際バカロレア機構の認定を受けた取組」を認めているところですが、「設置」についての記載は、審査基準のみとなっております。

本認可申請について、航空業界においては、コロナ前と比べ、航空人材が全国的に約2割減少している中、航空需要は急速に回復しており、航空人材の確保が急務となっております。そのため、国では、今年6月に「空港業務の持続的発展に向けたビジョン（中間とりまとめ）」を公表し、また、道では、「北海道航空ネットワークビジョン」において、関係者が連携して航空人材の確保・育成に取り組むとしているほか、全国地域航空システム推進協議会において、航空人材の確保に向けた支援について、今年5月に国へ要請したところです。以上から、審査基準附則2の「社会経済の急速な変化に伴う新たな需要に対応するため、極めて必要性の高い私立高等学校の設置」を満たしております。

また、申請者が設置しようとする学科は、「航空科」であり、私立・公立ともに、道内の全日制高等学校では、これまでにない学科の設置であり、申請者である日本航空学園が設置している航空専門学校との高・専連携により、「教育条件の著しい向上・人材育成が期待される」ことから、審査基準の附則2、社会経済の急速な変化に伴う新たな需要に対応するため極めて必要性の高い私立高等学校の設置であって、教育条件が著しく向上されることが期待される場合に該当し、審査基準を満たしております。説明は、以上です。

#### 【現地調査報告】

○議長 それでは、現地調査に立ち会われた秋山委員から、ご報告をお願いします。

○秋山委員 ただ今、説明がありました、「日本航空高等学校北海道」について、6月12日（月）に学事課職員3名とともに現地調査を行いましたので、結果をご報告いたします。

まず、学校関係者から、設置目的や建学の精神などの説明を受け、設置目的や建学の精神、教育方針が明らかであることを確認しました。日本航空学園におかれては、設立以来、日本の航空従事者育成に、大変寄与されてきたものと、説明から伺い取ることができました。学校の概要につきましては、資料に記載されているとおり高等学校として適切な内容であると認められます。校地、校舎につきましては、既に設置されている施設において、必要な教室や設備が申請どおり整備されていることを確認しました。

以上、現地調査の報告とさせていただきます。

（議長から各委員に意見等を確認したところ次のとおり質疑があった）

**【苫米地委員】**

この資料を拝見いたしますと、校舎の供用の面積がすごく大きいですが、供用の考え方を説明していただきたい。

**【事務局説明】**

共用部分につきましては、実習棟ですとか、日本航空学園の場合は格納庫を持っていますので、そういったところを供用するというようになっており、教育上支障がないということを確認しております。

(他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

オ 諮問番号第369号(6)

**【事務局説明】**

諮問番号第369号(6) 学校法人白百合学園が函館市内に設置する「函館白百合学園高等学校」の定員減認可申請についてです。本諮問事項は、「函館白百合学園高等学校」の収容定員について、学齢人口の減少に伴い、定員の適正化を図るため、収容定員の減に係る認可申請があったものです。変更内容については、普通科の収容定員を1学年181人から41人減じ、140人とし、3学年の合計で543人から420人に減ずるものです。今回、申請のあった高等学校は、これまで適正な運営を行っており、教職員数及び施設・設備について審査基準を満たしており、変更内容は妥当なものです。変更の時期は、令和6年4月1日を予定しております。説明は、以上です。御審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

カ 諮問番号第369号(7)

**【事務局説明】**

諮問番号第369号(7) 学校法人北光学園が帯広市に「北海道理容美容専門学校帯広校」を設置する計画となっております。当該法人は、札幌市に北海道理容美容専門学校を設置し、これまで多くの理美容師を輩出しているところではありますが、このたび、理美容師を養成する学校がなく、人材の確保に苦慮している十勝管内の理美容業界や組合からの要請を受けて帯広市内に当該専門学校を設置するものです。また、帯広市においても、十勝管内の理美容業界の担い手の確保・育成や若者の地元定着が期待できるとして、当該校の設置に協力するとしております。開設時期は、令和7年4月を予定しております。これにつきましては、先程説明がありましたとおり新しい基準での審査となっております。設置計画の内容は、衛生分野の専門課程で修業年限2年とし、入学定員10名の理容科、入学定員25名の美容科、入学定員15名のビューティー&ヘアメイク科を設置し、収容定員を100名とするものです。校地については、帯広市駅前に取得済みであり、校舎は当該法人が建設し、自己所有としております。計画内容については、書面審査の結果、年間授業時間数、教員数、校舎面積など設置基準を満たしていることを確認済みです。説明は、以上です。御審議よろしく申し上げます。

### 【意見書の説明】

- 議長 この件については、意見書が提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 本件につきまして、6月23日に北海道私立専修学校各種学校連合会傘下である北海道美容専門学校、北見美容専門学校及び釧路理容美容専門学校の3校から意見をいただいております。道東地域における理容美容専門学校（理容師美容師養成施設）新設に関する意見であります。意見いただいた趣旨としては、全道で運営している9つの理容師美容師養成施設（専門学校8校、養成施設1校）において常時入学定員を充足している学校は存在していないことから、また、国においては少子化の現状や将来推計を踏まえて、専門学校と同じ高等教育機関である私立大学の新設の審査において「同じような学部を持つ近隣の大学の定員充足状況」が新たに基準に加えられたことから、専門学校の新設においても、それぞれの専門分野における既存校の状況や新設校の学生確保の見通しなどを一層考慮すべきであり、急速に進む少子化社会において、各校が将来にわたって安定した経営の下で理容師美容師を育成していくことが、その道を志す若者にとって何よりも重要であることから、道東地域における理容美容専門学校の新設に大いなる懸念を表明するという事で、意見をいただきました。

（議長から各委員に意見等を確認したところ次のとおり意見があった）

### 【布川委員】

今ご説明いただきましたとおり、意見書を出させていただいております。一つは専門学校8校と職業訓練校地が1校全部で九つの理容師美容師養成施設があります。その中でまず在籍している入学定員を充足している学校が存在しないということがあります。札幌市にある学校も入学定員は充足しておりません。更に十勝地区よりも人口が多い上川地区や渡島地区の理美容学校も定員は充足していません。この分け方が正しいかどうかという問題もありますが、北海道全域をよく道南、道央、道北、道東というふうに分けることがあります。道南地区には函館市に学校が一つあります。それから道央地区は札幌市に職業訓練法人も含めて5校あります。それから道北旭川市に1校あります。道東地区はすでに北見に1校、釧路に1校あり、今回帯広での新しい学校ができるということは道東地区に3校の理容美容学校ができるということになるが、これが18歳人口は増えていく、或いは現状維持のままで新しい学校ができるということであれば、その地区にとって大いなるプラスになるというふうに考えますが、18歳人口はどんどん減少していく中で、新しい学校ができる、しかもどの学校も定員を充足していないという状況で、この学校ができるということについては、競争激化を生み出し、特に定員充足率の低い学校が経営危機に面する危険性が非常に高いと思っております。これは、4月4日の読売新聞の記事ですが、国が少子化の現状或いは将来設計を踏まえて、専門学校と同じ高等教育機関である私立大学の新設の審査において、同じような学部を持つ近隣の大学の定員の充足状況が新しい基準に加えられております。私たちの専門学校の新設でも、今回は理美容分野ですが、それぞれの専門分野における既存校の状況や

新しい学校の学生確保の見通しを考慮しなければならないと思います。どんどん少子化が進んでいき大学・短大・専門学校とも非常に経営的に難しい部分が出てきます。学校がなくなるとその学生たちが宙に浮いてしまうということが実際に起こりえます。過去の経験で言いますと、理容美容学校というのは過去に15校ありました。そのうち今残っているのは9校です。なぜかという、札幌市内に新しい学校4校ができ、その煽りを受けて小樽、岩見沢、美唄、苫小牧の学校がまず周辺地区でなくなり、さらに札幌市の学校も実は2校なくなっています。もう一つ申し上げますと、そのなくなった学校の1校が学期の途中で運営が難しくなってしまう、その当時13年前ですが、学事課に親御さんや学生が行ったり、その当時養成施設の担当だった厚生局に行ったり、専門学校連合会に経営者の方が来て受け入れ等について考慮してほしいという話があったことを記憶しています。そのうち、うちの学校が33名の学生を引き受けています。その学生たちはすごく不安であったと聞いております。現実的には7～8月くらいから学生を受け入れ、半年程度で国家試験に受かるまで教育しましたが、そういった学校がなくなってきている。困った学生たちを受け入れた経験から言いますと、今北海道全域で定員が充足していない中で、ここで今現在の基準で大丈夫だからといって認めてしまうのはいかななものかと思います。大学についても新設の審査の時に同じような学部を持つ隣の大学の定員充足状況が基準に加えられていますので、もちろん大学と専門学校は違いますが、18歳を対象にしているという意味では全く同じです。その方たちの将来、未来ということを抱うという意味では全く同じです。そう考えると、私は今すぐこの場でこれを認めていいのかということについて、非常に懸念を持っています。

#### 【事務局】

今回の設置計画に関する審査につきましては、設置認可の審査基準であります安定した経営が維持できることや定員の充足について十分な見込みがあること、それらを満たしている状況です。学生確保の見込みについては、当該法人が十勝管内の高校21校の高校1年生を対象としてアンケートを実施した結果、1,844名から回答があり、当該校に進学するとの回答が21名、進学を検討するとの回答が86名、合計107名となっております。また、毎年行っている高校訪問において、十勝管内から他地域の学校への進学状況については、例年100名程度が十勝管内から札幌などへ進学している状況です。以上のことから、毎年100名程度の希望者が潜在的に存在すると考えられ、入学定員の50名の確保の見込みはありと考えられます。

#### 【布川委員】

100名とは理容師美容師ということですか、メイクを含めてですか。感覚的に理容師美容師だけだと100名もいない気がするのですが。

#### 【事務局】

学科の内訳は承知しておりませんが、定員50名に対して見込み100名であり、定員の充足は満たしているということです。

#### 【守本委員】

その学校が成り立つかどうかということはさることながら、全道的にどうなのか。今私立大学も新設するのにどうやってするか。何よりも今の学校を閉めるための準備を文科省は考えていますよね、そのルールづくりを。そういう時代に専門学校を無制限に作っていくことはどうなんだろうという話です。

#### 【苫米地委員】

私もただいまの議論を伺っていて非常に不自然だなと思いました。この私学審議会はそれぞれの業界団体の代表ではないです。そういう中でそれぞれの特定教育分野で新たなものができるという時に学校経営者の立場でご意見を言われるのはいかなものかという感想です。それから私立大学の話が出ましたが、私も私立大学を運営していますが、今の皆さんのご意見を聞いていると護送船団方式でそれぞれの専門分野の学校を守ろうとしか聞こえないが、私立大学はとにかく努力しない大学は退場していただきたいというのが文科省の考え方です。ですから今事務局の説明できちんと市場調査している、設置要件を満たされているということなのに、それを排除する理由があるのか、私には理解できなかった。それと、同じような教育内容のご専門の学校があったらそれぞれの学校で教育の特色を出しながら学生を確保していくという時代ではないでしょうか。

#### 【扇柳委員】

帯広に理美容の専門学校がないとのことで、同じように函館も札幌からかなりの距離があり、しかも存在する学びの分野が限定されています。そういう都市で学校長を勤めておられて感じるのは、札幌であれば様々な学びの分野に関して様々な選択肢が存在して、その中で高校生たちは高校卒業後を選んでいくことが可能です。ところが地方都市になると経済的な理由その他で親元を離れることが難しかったり、それだけでも学びの選択肢が限られてしまいます。やはり地元で学びの選択肢が増えるということはいいことだと思います。

#### 【布川委員】

確かに先生方のおっしゃったとおり自由競争による競争は、専門学校が伸びてきた牽引の一つだと思います。調査執行がある程度安定していればいいのですが、この地域に新しく学校ができることで、他地区の定員充足率が2、3割である学校が道東地区にありますので、そういった学校がなくなる可能性もあります。一つの地域で認めてその地域の方たちの利便性は理解できますが、それを優先して他地区の学校がなくなってしまうということについては、これまでの議論が分かれると思いますが、自由競争だからよしとするのか、この私学審議会の議論としてそぐわないと言うことになるのか、何とも言えませんが、私自身は今まで専門学校が新しくできた時は全く何も反対しなかったのですが、今回の場合、新しいところに一つ学校ができてその地域にプラスになったとしても、他地区への影響ということが非常に懸念されるなという思いで発言させていただきました。

#### 【宮路委員】

専門学校の果たす役割というのは、それぞれの地域に人材を輩出していくことではないかと。学校がないということで札幌にたくさん出られています、その出られて育った人材が



果たして戻っているのか、そこに学校があればその人材が供給され、本来ならそこに戻っていくのだろうと思います。札幌に一極集中し、地域のいろいろな産業などが先細っていくという状況で、そういう意味で地域の教育をしっかりとすることによって、地域の産業を支えるという視点も必要なのではないかと感じました。

#### 【中村委員】

この審議会がこの申請内容が適切なのかどうかという判断をするというところに関しては、基準に合っているのであれば、それは通すべきなのかなと思います。私ども社会福祉協議会では、さまざまな高校や大学に進学するときの修学資金ということで貸し付けをしております。やはり地方の方々が希望する大学などに進学するために生活費を借りて、将来に向かって学びを進めて行かれる方もいらっしゃるが、卒業してから返還していかなければならないので、かなり負担になっており、そういう意味では経済的な負担も少ない地元を希望する学生がいれば、地域の中に学校があった方がいいのかなと思います。

#### 【倉知委員】

形式を満たしているのであれば、まず形式で判断するという大きいルールがあるからそれに従って認めるべきだと思います。例えば道東に北見や釧路の学校があるとおっしゃっていましたが、帯広の方はそちらに行くより札幌に行くのではないかな、札幌の方が影響を受けるのかなと思います。学校がもし帯広にできてすぐつぶれてしまったらその生徒たちが迷惑だと思う。そもそもアンケートで100人くらい希望者がいて、定員が50人と言っても、そのアンケートどおり実際本当に入る気があるのかというその信用度が気になり、今50人が定員ですが、何名くらい入れればその学校運営上の損益分岐点じゃないが維持できるのかが気になります。基本的には形式を満たしていればやはりその地元のことを考えて認めるべきだと思います。

#### 【須藤委員】

先日事前にお電話で説明され、その時にやはり新設ということで、今子どもや生徒が減少していますけれど、その辺基準は満たされているのですかと質問させていただきました。その中で先程もお話いただいたように、21校1、800人くらいからアンケートをとって入学希望者がいたということ、それから地域の理容美容の方からも是非設置してもらいたいという要望が多かったというお話をうかがいました。それで今いろいろと聞いたところ、説明の中では一つも落ち度がなく、基準はしっかり満たされているので、それを反対意見ということにはならないのかなと感じました。

#### 【秋山委員】

アンケートを行っていますが、その信憑性についてですが、管内で高校から上の学校に行くとなるとその管内の先生や進路指導の先生、校長や教頭レベルでこうあってほしい、この地域にこれがないので何とかして地元でプロフェッショナルを育成して地元でうまくできないかと。要望するにも責任ある立場の人から、何年もこういう希望者がいるが結局地域に出て行き、いろんなことをやらざるを得なかったが、ここにこういうものがあればこうだった

んだという裏付けがちゃんとあるのかどうなのかというのがわかりづらかったので、そういうものがしっかりあるのであれば、机上に乗っている以上、そういう道もあるのかなと感じています。ただ心配なことは、コンスタントに毎年恒常的に生徒数をきちんと確保できるのかということについては、半々だと感じていました。

#### 【東郷委員】

審議会としてこの案件が基準に適合しているのかどうかといえば適合していると思います。アンケートというものはその年々で考え方が変わり、旭川でも学部を作るときのアンケートを学生に行っても、そのときは作ってほしいと言うが、その後やっぱりちょっと、という人もかなり増えており、特に旭川だと地元で学校に行くよりは札幌に行きたいという高校生などが多いので、帯広にできる学校は大丈夫なのかなと思います。専門学校を選ぶときにどこを基準にするかといったら地元にいるよりは地方に出てみたいとか札幌に行ってみみたいという若い人が多いと思います。少し心配なのは、授業料などの学費がとても高いので行きたいという人たちの希望が本当に実現できるかどうか、親も考えますのでそこが難しいと感じました。ただいろいろな考えがあり、帯広に作って全国から希望者が来るかもしれないということを考えればそれもあって構わないのかな、地域性を考えてそこに行きたいという学生がいればそれもいいのかなと思います。

#### 【後藤委員】

まず基準に則っているという点はもうそれはそのままいいんですが、皆様がおっしゃっているアンケートがどういう形で行われたのか、その場で生徒さんに、例えば入学金などの金額を全部お見せして、親御さんにも相談した上で入りたいというアンケートなのか。それから何かを希望しての、入りたいという入学の希望だったのかということについても伺いたい。先程伺った道東地区の充足率が2～3割という話を聞くと、今時の18歳人口の方の中でそれほど多くの理容美容へ行きたいという強い希望を持っている方が、帯広だけ極端に多いかとなるとどうなのだろうか思ったときに、先程のアンケートの100名という内訳が、もしかしたらヘアメイクの方なのかなど偏りがあるとすれば、この計画が少し揺らいでしまうところがある気もします。後日で構わないのでアンケートの詳細を教えてください。

#### 【川島委員】

この話を聞いた時に、北海道の地方部に選択肢を設けるということに非常に価値があるというふうに受け取りました。ただそのことによって他に弊害が出てくるという広がりがあるということも補足説明いただきましたが、ただ地元の子どもたちにとってみれば選択肢があるのに選ばないのと、選択肢がなくて選べないのでは、やはり違いがあるかなと思います。それを踏まえた上で、ここの審議会でも何をもって認可とするのかと考えたときに、設置基準を満たしているということからして、これをノーとするものの重さはすごくあるかなと思っていて、これから時代がいろいろ流れていって同じような、或いは違ったケースもあるかもしれませんが、出てきた時に、同じようにそこまで踏み込んでノーとかオーケーとかということをここで判断していいのかどうかということを私自身今すごく悩んで結論が出ません。

**【前田議長】**

今回の場合、現状のこの審議会のミッションとしては、従来のやり方で認可するかしないか判断するしかなく、ただそこにいくつか課題が見えてきて、将来の見通しや市場調査等を厳密に行う必要がある。ただ今回やり直すということは結局できないので、今後の課題として検討していくことが必要なのかなと思います。これまでも、委員の方から意見が出た時にどのように処理してきたのか、一応調べてもらったのですが、審議会としては了承しない理由がなく、手続きとして今までの認可の形で整っているのですが、その場合反対意見については意見として伺うという形で取り扱っている前例があります。また文科省の私学部長答弁で、「新規参入を審議会運営等が規制しているのではないかと、既得権の擁護として機能している面もあるのではないかと」という指摘があったところでして、それを踏まえ、北海道のこういう専修学校をしっかりとどういうふうに応援していくのかと、実のある議論だったと思うのですが、今回のところは一応了承するというところで提案したいのですがいかがでしょうか。

**【布川委員】**

一部ご意見がありましたが、学生募集の確保については、今後何らかの形で審査基準に入れないとだめだと思います。

**【苫米地委員】**

私立高校や専修学校は、ホームページなどでの情報公開があまりにも少ないと感じている。先程損益分岐点の話が出ましたが、専門学校は情報公開が全くない。だから私立高校も含めて情報公開しない限り、いろいろな判断ができないので、道にはもう少し徹底した情報公開を義務づけるべきだということをお願いしておきたい。

**【前田議長】**

今まで議論をしてきたことについては、是非事務局の方と打ち合わせしながら、今後の審査内容に反映していくということで、この場は一旦収めたいと思います。ただ先程も申し上げましたが審議会らしい中身のある議論ができたというふうに思います。一応本件につきましては、了承ということによろしいでしょうか。

(他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画了承とされた。)

キ 諮問番号第369号(8)～(9)

**【事務局説明】**

諮問番号第369号(8)～(9)について説明させていただきます。一つ目の諮問番号第369号(8)ですが、学校法人美専学園が、札幌市に設置する「北海道医薬専門学校」の教育社会福祉分野の廃止に関する目的変更認可申請です。当該学校は、教育社会福祉分野の「保育学科」を入学希望者の減少を理由に令和3年4月から募集を停止しており、当該学科の廃止に伴って、教育社会福祉分野を廃止するものです。当該学科が廃止された後も、収容定員、年間授業時間数、教員数などについて基準を満たしており、当該学科の学生は、

令和5年3月に全員が卒業済みであり、当該学科の教員は退職又は配置換え済みです。

続きまして、諮問番号第369号(9)学校法人滋慶学園が、札幌市に設置する「札幌ベルエポック製菓調理専門学校」の商業実務分野の廃止に関する目的変更認可申請です。当該学校は、商業実務分野の「ウェディング科」を入学希望者の減少を理由に令和3年4月から募集を停止しており、当該学科の廃止に伴って、商業実務分野を廃止するものです。当該学科が廃止された後も、収容定員、年間授業時間数、教員数などについて基準を満たしており、当該学科の学生は、令和5年3月に全員が卒業済みであり、当該学科の教員は退職又は配置換え済みです。説明は、以上でございます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

ク 諮問番号第369号(10)～(11)

**【事務局説明】**

それでは諮問番号第369号(10)と(11)について説明します。まずはじめに諮問番号第369号(10)ですが、一般社団法人小樽市医師会が小樽市に設置する「小樽市医師会看護高等専修学校」の廃止認可申請です。当該校は中学校卒業以上の者を対象として准看護師を養成していましたが、地域における看護師養成体制の見直しにより、当該校を廃止するものです。当該校を卒業した准看護師資格者が医療法人社団心優会が設置する小樽看護専門学校に進学し、地域における正看護師を養成する体制となっておりましたが、進学先である小樽看護専門学校は、令和8年度からの入学対象を現行の准看護師資格者から高等学校新卒者等の無資格者とする課程に変更予定となっております。令和4年4月から募集を停止しており、在籍生徒は全員が卒業済みであり、教職員は全員が退職済みです。施設などの資産についても当該法人が引き続き管理し、指導要録等は、「小樽市医師会」が保管します。

続きまして、諮問番号第369号(11)一般社団法人帯広市医師会が帯広市に設置する「帯広市医師会看護高等専修学校」の廃止認可申請です。当該校は中学校卒業以上の者を対象として准看護師を養成していましたが、地域における准看護師採用ニーズの減少や正看護師の採用ニーズの増加を受け、当該校を廃止するものです。当該法人は、令和5年4月に新たに帯広市医師会看護専門学校を設置し、正看護師の養成を開始しているところです。令和4年4月から募集を停止しており、在籍生徒は全員が卒業済みであり、教職員は新設された帯広市医師会看護専門学校に配置換え済みです。施設などの資産についても当該法人が引き続き管理し、指導要録等は、「帯広市医師会看護専門学校」が保管します。説明は、以上でございます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

7 閉会

(以上をもって、令和5年度第1回北海道私立学校審議会を終了した。)